

令和8年度柴田町議会9月会議会議録（第5号）

出席議員（18名）

1 番	平 間 俊 博	君	2 番	山 本 由香里	君
3 番	吉 田 謙 治	君	4 番	大 橋 武 彦	君
5 番	平 間 康 弘	君	6 番	笠 松 均	君
7 番	吉 田 清	君	8 番	小田部 峰 之	君
9 番	安 藤 義 憲	君	10 番	平 間 幸 弘	君
11 番	桜 場 政 行	君	12 番	大 坂 三 男	君
13 番	佐々木 裕 子	君	14 番	高 橋 たい子	君
15 番	広 沢 真	君	16 番	白 内 恵美子	君
17 番	吉 田 和 夫	君	18 番	平 間 奈緒美	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	石 森 靖 明	君
副 町 長	水 戸 英 義	君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 正 人	君
総 務 課 長 併 選挙管理委員会書記長	藤 原 輝美幸	君
まちづくり政策課長	熊 谷 英 樹	君
財 政 課 長	大 山 薫	君
税 務 課 長	渡 辺 潤	君
町 民 環 境 課 長	犬 飼 美江子	君
健 康 推 進 課 長	小 林 威 仁	君
福 祉 課 長	三 浦 英 明	君
子 ども 家 庭 課 長	天 野 敬	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	宮 武 靖 洋 君
商工観光課長	吉 野 真 佳 君
都市建設課長	佐 藤 康 弘 君
上下水道課長	平 間 一 行 君
危機管理監	太 田 健 博 君
技術管理監	関 隆 行 君

教育委員会部局

教 育 長	古 積 裕 一 君
教育総務課長	杉 本 龍 司 君
スポーツ文化振興課長	畑 山 慎太郎 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	鹿 又 博 文
次 長	伊 藤 純 子
副 参 事	大川原 真 一
主 事	加 藤 峻

議 事 日 程 （第5号）

令和8年9月7日（月曜日） 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第10号 令和8年度旧槻木事務所解体工事請負契約について
- 第 3 議案第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第 4 議案第12号 町道路線の認定について
- 第 5 議案第13号 町道路線の変更について
- 第 6 議案第14号 令和8年度柴田町一般会計補正予算
- 第 7 議案第15号 令和8年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 8 議案第16号 令和8年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 9 議案第17号 令和8年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第10 議案第18号 令和8年度柴田町水道事業会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（平間奈緒美君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平間奈緒美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において10番平間幸弘君、11番桜場政行君を指名いたします。

日程第2 議案第10号 令和8年度旧槻木事務所解体工事請負契約について

○議長（平間奈緒美君） 日程第2、議案第10号令和8年度旧槻木事務所解体工事請負契約についてを議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4番大橋武彦君。

○4番（大橋武彦君） 大橋です。1点あります。

旧槻木事務所の解体について伺います。建物を解体し、くいまで撤去して更地にするということだったんですけども、この土地は町有地ではなくて、借地だと聞いています。工事終了後は土地を所有者に返還するということだけでいいのか、それとも町として引き続き借りて、何かに活用するという考えがあるのか、お伺いします。

以上です。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（大山 薫君） 旧槻木事務所の土地なんですけれども、借りている土地でございます。今回の工事の発注に当たりまして、土地所有者の会社には、その後どうされますかということで確認はしているんですけども、まだ具体的な土地の利用計画は、その際には示されな

かったんですけれども、くい等地下に埋まっているもの、そういったものも抜いていただいて、更地の状態でお返ししていただきたいということで話がついているところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質疑ございますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありますか。8番小田部峰之君。

○8番（小田部峰之君） 8番小田部峰之でございます。

これは8年度予算では9,000万円計上していたと思うんですけれども、7,000万円台で抑えられたことはよかったと思うんですが、その要因というか、その辺のご説明をお願いいたします。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（大山 薫君） 当初予算で9,076万1,000円ということで計上させていただいております。今回、工事を発注するに当たっては、改めまして工事費の積算、公共単価等を使用しまして、工事費の積算を行っております。その上で、制限付きの一般競争入札を実施させていただきました。今回、議会にお示ししている議案関係資料にも載っておりますが、そういったことで入札を執行した結果、このような金額になったということでございます。

○議長（平間奈緒美君） 小田部峰之君、再質疑ございますか。（「いいです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号令和8年度旧槻木事務所解体工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平間奈緒美君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（平間奈緒美君） 日程第3、議案第11号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番吉田清君。

○7番（吉田 清君） 7番吉田清でございます。

本件の事故におきましては、相手方へ約270万円を超える賠償に加え、町所有の公用車が全損となるなど、町として極めて大きな損害を被ったと認識しております。

事故発生が令和7年1月30日であるにもかかわらず、賠償額の確定までに1年以上を要しておりますが、相手方との交渉が長引いた具体的な理由は何でしょうか。双方の主張に折り合いがつかなかった点などあれば、具体的に説明をお願いします。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（大山 薫君） では、財政課からお答えいたします。

今回の事故の件なんですが、長引いた件ということでございます。一番は、双方の過失割合のところでは折り合いがついていなかったと。こちらのほうは前方不注意的な部分があった。また、相手方も走行中であつたということで、一般的な過失割合でいきますと、相手方にも過失の割合があつたと。ただ、そのことでは、相手方の代理人とはなかなか折り合いがつかなかったということで、過失割合を相手方5%ということで双方合意したところではございまして、物損事故につきましては6月会議のときに議会の議決をいただきまして、示談が成立いたしました。

対人賠償のほうなんですけれども、同じく相手方がけがをされたということで、治療費、それから休業補償費、それと通院のための交通費、そして一番大きかったものは慰謝料でございまして、こちらが双方なかなか折り合いがつかなかったと。ですが、6月会議で物損事故の過失割合が定まりましたので、それを基に対人賠償のほう、そちらにも改めて交渉させていただいた結果、相手方の代理人と話合いがつきましたので、今回こういった形で議会にご提案させていただいているという形になります。

○議長（平間奈緒美君） 吉田清君、再質疑ございますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありますか。6番笠松均君。

○6番（笠松 均君） 6番笠松均でございます。

本案の事案発生に伴いまして、今、補償内容等ご説明ありましたので、私からは本事案に対して、再発防止策としての本人に対する教育内容、または教訓事項等あると思いますので、その内容についてお聞かせください。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（藤原輝美幸君） まず、事故を起こした職員には、すぐさま口頭により厳重注意はしているんですが、具体的には、まずは漫然運転となった原因が、やはり日頃の気構えなのか、

健康上の理由なのか、そういったことでは、まずは健康状態を非常に重く見ました。つまり、漫然だったのか、居眠りではないんですけれども、その辺を本人の健康管理、厳しく指導しました。報告も求めました。通院もです。ちょっと詳しい病名などは、これは個人情報になりますので明かしません、まずは健康管理で非常に何回も注意し、さらに現在、公用車の運転は禁止しております。つまり、健康状態がきちんとして上で公用車の運転を命令するということ。

また、全職員には安全運転の講習会を行いましたし、どうしても軽微な車両の事故はございます。人様の、具体的に言うと、カーポートにちょっとこすったとか、今ある町の車庫の支柱にちょっとこすったとか、そういったことがあるたびに全職員に対し、会計年度任用職員も含めて注意喚起をしているところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質疑ございますか。どうぞ。

○6番（笠松 均君） 今、総務課長からご説明いただきました。ありがとうございました。

やっぱり、こういう事故は誰でも、いつでも発生する可能性はございます。私も自分自身で気をつけていることが、大丈夫だろうとか思わないで、「かもしれない」という運転で私も何事にもやっています。それでも、多分起こるときは起こると思いますけれども、私なりに、「だろう」運転、「かもしれない」運転ということで頑張っていますので、職員の皆さんもそういう精神で無事故に努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（平間奈緒美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号和解及び損害賠償の額を定めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平間奈緒美君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第12号 町道路線の認定について

○議長（平間奈緒美君） 日程第4、議案第12号町道路線の認定についてを議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。5番平間康弘君。

○5番（平間康弘君） 5番平間康弘です。

計画路線は、内水氾濫時に適用した路面の高さとなっているのでしょうか。浸水高さは、令和元年台風19号を基準としてお答えください。お願いいたします。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 台風19号時の浸水の高さから基準にということですが、台風19号のときの正確な高さ等は押さえているものはございませんで、台風19号時の写真がありましたので、そちらから想定でお答えさせていただきたいと思います。

今回認定する町道起点側、槻木小学校の北側を走っている現在の槻木94号線になりますけれども、そちらの道路で大体20センチくらい冠水している写真を確認しました。

今回の計画道路については、そちらの槻木94号線に接続しまして、現道から約30センチくらい高くする計画でしております。そうしますと、台風19号時の降雨であれば、約10センチほど路面が出る状況になりますので、現道よりも30センチほど高くするという事で計画をしております。

○議長（平間奈緒美君） 再質疑ございますか。どうぞ。

○5番（平間康弘君） 槻木小学校北側の交差点に接続するところで、県道52号線との交わりがあると思うんですが、県道52号線の交差点を基準にすると、ちょっと下がったイメージになるのでしょうか。それとも、同じレベルになるのでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 県道のほうは若干高い設定になっていると思います。そこから槻木94号線は東側に向かって若干勾配が下がっておりますので、県道よりは少し低い高さの計画ということになってきます。

○議長（平間奈緒美君） 再々質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平間奈緒美君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第13号 町道路線の変更について

○議長（平間奈緒美君） 日程第5、議案第13号町道路線の変更についてを議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号町道路線の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平間奈緒美君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第14号 令和8年度柴田町一般会計補正予算

○議長（平間奈緒美君） 日程第6、議案第14号令和8年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、まず総括と歳入を一括といたします。

歳出については、まず1款議会費27ページから4款衛生費36ページまで、次に6款農林水産業費36ページから給与費明細49ページまでといたします。なお、質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

まず、総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。7番吉田清君。

○7番（吉田 清君） 吉田清でございます。

24ページ、歳入ですけれども、12款1項1目地方交付税、普通交付税について1億2,817万

5,000円という大きな減額が補正で計上されております。算定結果に伴うものと思われませんが、これほど大幅な減額に至った具体的な算定要因と、今後の財政運営への影響について伺いたします。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（大山 薫君） 今回の地方交付税、普通交付税の算定でございますが、補足説明でも申し上げたんですけれども、こちらでは財政課で令和8年度の当初予算を算定する際に、令和7年度当初予算に比べて、約、伸び率を2億7,000万円ほど伸びるだろうと見込んでおりました。その内訳というものは、人件費、それから物価高騰に伴う、例えば委託料とか、そういったものが上がるであろうということで見込ませていただきました。

毎年度7月に算定結果が総務省から示されるわけなんですけれども、こちらで想定していた給与改善費とか物価高対応の経費が算定されているんですけれども、それを上回る形で収入額のほう、税収の部分と、一番は地方消費税、こちらの交付額が増えるということで算定された結果、基準財政需要額ということで、支出の部分に当たるものよりも、収入で見られた部分のほうの結果として大きくなってしまいまして、予算のほうを割れてしまったという形になっております。

今後の財政の見込みなんですけれども、こういった年度間の財源調整という形で、柴田町だけではなくて、どの自治体でもなんですけれども、財政調整基金という形で積立てしているのがございます。今回はそちらを活用させていただいたりしまして、まず歳出の財源には充當させていただいているところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 吉田清君、再質疑ございますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） これで総括と歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、27ページの議会費から36ページの衛生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

では、3番吉田謙治君。

○3番（吉田謙治君） 3番吉田謙治です。

28ページの5目財政財産管理費の、すみません、3目ですね、情報政策費の工事請負費、地上デジタル放送送受信機器更新工事の詳細な説明をしていただきたいのと、こちらに関して、どれくらいの期間で機器の更新が必要になるのか。それと、約700万円の金額が妥当なのかに

ついてお伺いします。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（熊谷英樹君） こちら地上デジタル放送送受信機器更新工事ですが、地上デジタル放送の電波の受信困難な地域への対応として、平成22年に役場庁舎屋上に町が共同受信アンテナを設置しまして、町の自動光回線を活用して公民館等まで信号を送信している機器が耐用年数を超えて使用していることで、不具合が生じつつある状況です。今回、その放送受信の機器を更新するものです。

前回、平成22年には1,134万円、6か月かかりました。今回更新する機器は、おおよそ耐用年数8年から10年と言われております。

2つあるんですが、1つが地デジの電波を光ファイバーで遠くまで送るために、電気信号から光信号へ変換して送信する機器、屋内用光送信機、こちら製作まで5か月かかります。もう一つが、光ファイバーで送られてくる地デジの光信号を増幅させるための機器、光増幅器、いわゆる光ブースター、こちら製作まで3か月かかることになります。

一般家庭用のテレビ受信機器のような、量販店で流通するような既製品とは違いまして、共聴設備向けの業務用機器となります。受信するチャンネル構成や送信出力、そして接続世帯数など設備ごとに個別設計する必要があるため、仕様に応じた受注生産品となっているものでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質疑ございますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありますか。8番小田部峰之君。

○8番（小田部峰之君） 8番小田部峰之です。

今の地上デジタルのところなんですけど、対象世帯数はどのぐらいなのか。1点だけお伺いいたします。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（熊谷英樹君） 9月1日現在、19組合で359世帯が対象となっております。

○議長（平間奈緒美君） 再質疑ございますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありますか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

36ページ、衛生費の健康推進総務費の18節負担金、みやぎ県南中核病院企業団負担金の詳細説明をお願いします。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（小林威仁君） 36ページになります。4款1項1目18節のみやぎ県南中核病院企業団の負担金になります。今回の負担金ですけれども、6月3日に開催されました、みやぎ県南中核病院の開設者協議会、首長会議におきまして承認されたものになります。周産期の医療病床、医師、看護師派遣費用、基礎年金拠出金、そして共済費の追加費用などになります。その中でも重要なものが、今回6年ぶりの分娩再開となる周産期医療分になります。

中核病院における現在の周産期医療について、少しご説明させていただきます。

妊婦健診につきましては、今年の4月から周産期医療を開始しておりまして、8月20日現在で27名の方に受診していただいております。さらに10月からは、いよいよ分娩の取扱いを開始する予定であります。10月から3月まで半年間で23件の分娩予定をしております。

また、診療時間につきましても拡充を図っているほか、里帰り出産の受入れについても開始をしております。

以上でございます。

○議長（平間奈緒美君） 白内恵美子さん、再質疑ございますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありますか。7番吉田清君。

○7番（吉田 清君） 吉田清です。

30ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費3節職員手当等における時間外勤務手当についてお尋ねします。本項目は、町民環境課の窓口担当職員の手当に該当すると考えられますが、本年6月より庁舎の窓口受付時間が短縮されたにもかかわらず、増額計上されている理由をお伺いします。

もう一点、35ページ、同じようなお伺いなんですけれども、1項4目健康推進総務費3節職員手当等、時間外勤務手当242万円、本項においても時間外勤務手当が補正されている具体的な理由についてお伺いいたします。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（犬飼美江子君） 2款1項3目の時間外手当ということでございます。今年の6月から窓口業務は1時間短縮となっております、これまで営業時間内に処理し切れなかったものについては、ある程度というか、定時内で整理ができるような形にはなっております。前年度同時期と比較いたしまして、2割ほどは削減はされているところです。

しかしながら、今後も標準化移行業務のシステム改修や、10月以降につきましては、戸籍法の改正に伴います戸籍の氏名の振り仮名の一括記載に係る事務処理などが集中的にございまし

て、こちらにつきましては、システムの改修や、そういうデータの送受信という形につきましては時間外での作業となりますことから、それとまた3月の異動時期の転出・転入等の異動の関係を鑑みますと、時間外の増加が予想されるということですので、補正の予算をさせていただいたところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 次に、健康推進課長。

○健康推進課長（小林威仁君） 35ページです。4款1項4目、職員手当等の時間外勤務手当です。こちらにつきましては、第5期柴田町食育推進計画の策定、また予防接種のデジタル化対応、そして国民健康保険の条例改正も進めているところです。これらの事務量増加を見込んだものになります。

○議長（平間奈緒美君） 吉田清君、再質疑ございますか。（「ありません」の声あり）
ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、36ページの農林水産業費から49ページの給与費明細に対する質疑を許します。質疑ありませんか。では、3番吉田謙治君。

○3番（吉田謙治君） 3番吉田謙治です。

36ページの6款1項2目の農業総務費の委託料にあるツキノワグマ誘引木伐採業務委託料について、どの程度の伐採本数を見込んでいるのかをお伺いします。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（宮武靖洋君） 6款1項2目農業総務費の12節委託料、ツキノワグマ誘引木伐採業務委託料の伐採本数の見込みについてです。一応、過去、柿の木を中心に被害等あったところを中心に考えまして、件数的には入間田地区が断トツで、過去3年だと16本ということで多いので、入間田、葉坂、成田、富沢、上川名、四日市場辺りを中心に、合計として160本ということで予定しているところです。

○議長（平間奈緒美君） 吉田謙治君、再質疑ございますか。（「ありません」の声あり）
次に、16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 37ページ、林業総務費の委託料に100万円分、植樹寄贈事業、緑化木等植栽委託料があります。どのような樹種を頂いたものなのか、どこに何本植えようとしているのかを説明してください。

それから38ページ、観光整備費の船岡城址公園の指定管理料でスロープカー分があると思うんですけども、この補正予算というものはいつまで続くんでしょうか。スロープカーが稼働

した後はどのようにするのかを伺います。

また、その上の観光地整備事業委託料の詳細説明を求めます。これで3つ。

4番目、39ページ、道路橋梁総務費の需用費、消耗品費のときに、ワンコイン浸水センサーという説明があったんですけども、もっと詳しく、何個をどこにつけるのかを説明願います。

もう一点大丈夫ですかね。それから、その下の道路維持費の説明の中に内水被害対策事業があるんですけども、その説明を、下の部分のどこに当てはまるのか、よく分からなかったの
で、この内容のほうで説明をお願いします。

以上です。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（宮武靖洋君） 6款2項1目林業総務費の12節委託料、100万本植樹寄贈事業、緑化木等植栽委託料についてです。種類につきましては3種類で、ミツバツツジ、あとヒラドツツジ、クルメツツジということで3種類を予定してしまして、ミツバツツジが一番多く、本数的には170本となっておりますけれども、合わせて300本予定しているところです。

植栽場所につきましては、船岡城址公園を予定しておりまして、基本的には早春の丘を中心
にということで考えております。

○議長（平間奈緒美君） 次に、商工観光課長。

○商工観光課長（吉野真佳君） 続いて、7款1項2目観光整備費12節の委託料、船岡城址公園観光施設及び太陽の村指定管理委託料1,500万円の増額についてです。こちらは柴田町観光物産協会への支援となります。スロープカーの運休に伴っての補填なんですけれども、こちら令和7年2月5日に開催しました議員全員協議会において既に説明させていただいておりまして、支援期間につきましても令和6年度から3年間としていたことから、今回が最終年度となります。スロープカーが稼働しましたら、支援金はございません。

続いて、同じく7款1項2目観光整備費の12節委託料、観光地等整備事業300万円ですけれども、当事業は町の観光拠点であります船岡城址公園の除草や花木の剪定管理、そして紫陽花まつりや曼珠沙華まつりなど、通年の観光イベント開催に合わせた観光資源の整備を通して、観光客などの受入れ環境整備を目的とした事業で、今年度、公益社団法人柴田町シルバー人材センターに業務委託をしております。

今回、補正予算を上程した理由ですが、これまで植栽によりまして、アジサイなど花木の数が
増えていることと、6月以降の高い気温の影響で、除草や花木の剪定などの業務量が大幅
増えておりまして、今後も作業の増加が見込まれることから予算を増額し、引き続き適切に安

全・安心な観光地整備を図るものとなっております。よろしくお願いいたします。

○議長（平間奈緒美君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 39ページ、8款2項1目10節の消耗品についてです。こちらワ
ンコインセンサーの購入費ということで、購入は10個を考えております。設置場所につきまし
ては、西住地区の大住ポンプ付近、それから大住公園の脇にありますポンプの付近、それから
鷺沼調整池の水門付近で3か所を考えております。

また、並松地区に現在、地番沈下によりポンプを設置しているところがありますので、そこ
に1か所、それから槻木地区については、稲荷山用水路に接続しております水門、白幡地区、
それから上町地区、それから槻木保育所の交差点のところにある水門に、それぞれ2か所ずつ
設置したいと考えております。合わせて10か所ということで計画をしております。

続きまして、同じく39ページの8款2項2目の道路維持費の内水被害対策事業費500万円の
内訳についてになりますが、まず10節の需用費、修繕料1,400万円とありますが、このうちの
200万円が内水被害対策事業費の対象となります。

また、12節の委託料のところ、槻木白幡地区内水対策工事基礎調査委託料300万円という
ことで、合わせて500万円が、こちらの内水被害対策事業費の内訳ということになります。

○議長（平間奈緒美君） 白内恵美子さん、再質疑ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 最初の100万本植樹事業の寄贈なんですけれども、かなりの本数を植
えるということなんです、今見ていると、前に植えた木の手入れが十分になされないまま、
新たに植えているように見えるんですね。先ほどの観光整備のほうでも剪定等とか、いろいろ
手がかかっていると。それで、補正予算を組まなければならないところまで来ているわけだ
けども、本当にこのように新たに植えることが必要かどうかというのは検討しているんです
か。

頂けると、つい、せっかくだからと頂いて、じゃあどこに植えようとするのかかもしれない
けれども、そうではないと思うんですよね。きちんとこちらの計画があって、ここにこういう
ものが、だから今ツツジを寄贈してくれるところがあるから、そこから頂こうとか、そう
いうことであれば分かるんですけれども、頂いた、とにかく植えなきゃ、植えなきゃで、前に
植えたものが何かあまり手入れされずというふうに見えてしまうんですけれども、農政課と
してはどのようにお考えか伺います。

密植すると、かえって病気とかも起こしますし、生育にあまりよくないと思うんですけれど
も、それについての考え方も伺います。

それから、ワンコインセンサーなんですけれども、道路総務一般管理事業の消耗品のワンコインセンサー10個で、今お聞きしたところはもちろん必要だと思うんですけれども、例えばですが、内水氾濫で被害の大きかったところにつけるという考えはなかったんですか。例えば、下名生とか東船迫地区とか、もっと住宅のところにもつけると、自分たちのところがどのくらいかというのも分かると思うんですけれども、どのような基準で選んだのでしょうか。

以上です。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（宮武靖洋君） 今まで緑化推進ということで、宮城県から寄附いただけるということで、結構な本数を植栽してきたところが実際ありますので、手入れが行き届かないというところも実際あったと思います。

今後、そういう密植もよくないということもございますので、後のことを考えながら今後検討していきたいということで考えております。

○議長（平間奈緒美君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） ワンコインセンサーの10か所の選定理由ということなんですけれども、今回の10か所については、私どもが大雨対策の際に常に巡視している箇所をピックアップさせていただきました。本日も大雨対策で、この雨の中、現地で職員が直接目視して、その写真を私どもの事務所に送って、現状を把握しております。その頻繁に行われているのが、西住、並松、槻木地区になりますので、そういった作業の軽減、それから冠水状況を把握するのをまず迅速に行える場所ということで、この10か所をまず抽出させていただきました。

そして、今回初めて柴田町でワンコインを導入して運用してみますので、その利用状況というか、利用勝手をちょっと見ながら、そのほかの地区についても、どう広げていけるか、結果を見ながら検討していきたいなと考えております。

○議長（平間奈緒美君） 白内恵美子さん、再々質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。5番平間康弘君。

○5番（平間康弘君） 5番平間康弘です。

8款4項4目10節、こちらの需用費の修繕料420万円の修繕場所と修繕内容の概要説明をお願いいたします。

○議長（平間奈緒美君） すみません、ページを示していただければと思います。

○5番（平間康弘君） 失礼しました。これは40ページです。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 40ページの8款4項4目10節の修繕料420万円になりますが、3か所予定をしております、1か所については船岡駅南と北の駐輪場、こちら火災報知機を設置しております、消防点検において感知器の異常がちょっと確認されたものですから、それを修繕するものが1つ。

2つ目としまして、槻木駅西駐輪場の管理人室前の平板ブロックの分が少し不陸が生じております、段差ができております。そういった部分の平板の修繕を行うものが2つ目です。

3つ目につきましては、船岡駅南駐輪場の1階から2階に上がる階段の部分、こちらが劣化をしております、こちらの南駐輪場につきましては、公共施設の管理計画においても長寿命化を図るという方針がありましたので、今回その階段部分の修繕を行う計画としております。

○議長（平間奈緒美君） 平間康弘君、再質疑ございますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。4番大橋武彦君。

○4番（大橋武彦君） 大橋です。

40ページ、8款土木費4項都市計画費3目公園緑地費についてです。桜育成管理委託料940万円と公園樹木等管理委託料1,875万円が計上されています。同じ公園や樹木の管理に関係するように見えるんですけども、それぞれ具体的に何を管理する委託なのか。また、委託先は同じなのか、別なのか。役割分担や連携について伺います。

もう一つ、41ページ、10款教育費1項教育総務費2目教育管理費14節工事請負費、船岡中学校特別教室棟屋上防水改修工事862万4,000円について伺います。

まず、今回対象となる特別教室棟はどの建物なのか。また、今回補正して、防水改修を行うことになった原因と、現在の劣化状況について伺います。

もう一点です。42ページ、10款教育費4項社会教育費3目スポーツ振興費についてです。消耗品費40万円と部活動地域展開促進支援用備品59万円が計上されています。それぞれ具体的に何をどの程度購入する予定なのか。また、購入した備品をどこで誰が管理し、どの地域クラブが使用することを想定しているのか、伺います。お願いします。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 40ページ、8款4項3目12節委託料になりますけれども、桜育成管理委託料940万円と公園樹木管理1,875万円になりますが、桜育成管理につきましては、都市公園内にあります桜の主に剪定などが対象となってきます。公園樹木管理につきましては、桜以外の高木などの剪定などを行うということで目的としております。

委託先につきましては今後、指名委員会で選定していただきますので、現時点では決まって

おりません。また参考までに、昨年度までにこういった業務では主に造園業者を指名して、そこから入札で決定しているというような内容となっております。

○議長（平間奈緒美君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（杉本龍司君） 41ページの10款1項2目の14節の工事費、船岡中学校の特別教室棟の屋上防水改修工事についてです。場所につきましては、校庭に面した南側の校舎となります。2階が調理室、理科室、図書室となっております。通常、人が屋上に上がるような造りにはなっておりませんが、点検等を行う際には、北校舎から南校舎をつないでいる渡り廊下の屋上を通して点検を行う。その際、昨年度、実は2階の図書室に雨漏りが発生し、点検した結果、亀裂が生じているという原因が分かりましたので、部分補修を行ったんです。

今年に入りまして、調理室、理科室からも雨漏りが生じているということが発覚したところから、全面的に屋上防水工事が必要と。

なお、この防水につきましては、平成21年度に耐震改修工事を船岡中学校は行っているんですけれども、そのときに屋上防水を行って17年が経過していることから、経年劣化にもよるものなのかなと判断したところです。

以上です。

○議長（平間奈緒美君） 次に、スポーツ文化振興課長。

○スポーツ文化振興課長（畑山慎太郎君） 10款4項3目スポーツ振興費の10節需用費40万円と17節備品購入費59万円の件についてでございます。関連がありますので、まず25ページの歳入をご覧くださいんですが、17款県支出金3項委託金4目教育費委託金、部活動地域展開促進支援業務委託金99万円計上されております。こちらなんですが、宮城県が実施主体となりまして、部活動の地域展開を実施している県内市町村と委託契約を結びまして、課題解決に取り組む市町村を支援し、県全体における地域展開の促進を図ることを目的としております。

それで、委託の内容につきましては、部活動の地域展開に係る課題解決に関する業務となっております。

柴田町では、今後の地域クラブの自立的かつ継続的な活動ができる体制整備を行うものとして本事業を受託し、現在活動している地域クラブの中には、部活動から用具を借用しているところがありまして、活動に制限が生じることがあるため、地域クラブ活動に必要な用具等を購入するものとしております。

それで、42ページの消耗品費と備品購入費になるわけなんですが、こちらに充当されるようになりまして、今考えられる消耗品につきましては、地域クラブで使用になるバレーボールや

ソフトテニスボール、バドミントンのシャトル、あと備品購入につきましては、救急バッグ、ワンタッチテント、スポットクーラーなどを想定しております。

それで現在、今活動されている地域クラブに何が必要かというものをアンケートを取ってございまして、予算の範囲内で購入を決定しまして、あと、どこで管理するのかというのは、まずは地域クラブとちょっと話して決めたいと思っております。

○議長（平間奈緒美君） 大橋武彦君、再質疑ありますか。どうぞ。

○4番（大橋武彦君） 桜の育成の関係だったんですけれども、すみません、先ほどちょっと聞き逃したのかもしれないんですけれども、例えば造園業者は同じところにやるということですか、それとも別なところなんですか。それと、もしも違うのであれば、ちゃんと連携をしているのか。連携はしないで、それぞれが動いているのかをお聞きます。

それからもう一つは、船岡中学校の屋根のことです。雨漏りによって、図書室ということだったんですけれども、授業、教材、それから教室の使用に影響は出ていなかったのか。

それから、今後工事を行うことになると思うんですけれども、工事中は子どもたちの授業や学校生活に影響はないのか、確認をお願いします。

それからもう一点は、先ほどスポーツ振興課のほうで買っていただけるものが分かっているんですが、今後、例えば地域クラブ等が増えていった場合も、これはやっぱり公平に活用できる備品を今後も整備していくという考えでよろしいでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 40ページの桜育成管理料と公園樹木管理なんですけれども、先ほど答弁させていただきましたが、まず指名委員会で業者を選定して、それから入札の結果で業者が決まります。そのため、まだ委託先が同じかどうかということに関しましては、その結果次第で、同じ場合も考えられますし、違う場合も考えられるということです。

昨年度につきましては、この案件については少し分割で発注したところもありまして、同じ業者のところもあれば、別々のところもあるということで、入札の結果になってきます。

また、連携ということなんですが、それぞれ施工範囲については分けて発注をしておりますので、発注のところをそれぞれで実施してもらっているということになります。連携という部分では、工事等が現場作業で重複しないような調整についてはしておりますけれども、改めて仕事での調整というところでは実施はしていないところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（杉本龍司君）　今回、船岡中学校の特別教室棟の防水改修工事についてです。

まず、授業についての影響ですけれども、日頃から学校では雨漏りだとか、ひび割れとか、いろいろ点検は日頃行っております。その中で、昨年度からも雨漏りが続いている箇所につきましては、雨が降る前、当然今回の大雨に対しても同じなんですけれども、バケツ等を置いて対応しているので、特に大きな被害は出ておりません。

また今回、工事をするに当たって授業に影響があるのかというご質問ですけれども、工事につきましては屋上での作業になることがまず一つ。また、屋上面にビスとかで固定をする音の出る作業も出てきます。その際は、事前に学校と協議を行い、授業の日時の調整を図った上で実施いたしますので、授業の影響のないように工事を施工すると考えております。

以上です。

○議長（平間奈緒美君）　次に、スポーツ文化振興課長。

○スポーツ文化振興課長（畑山慎太郎君）　先ほどの備品購入等、今後も地域クラブ等が増えた場合に継続して整備していくのかというご質問だったと思います。それにつきましては、今回この受託事業というものが宮城県、令和9年3月31日までの契約期間ということで、単年度の事業となっております。

それで、町からも、地域展開期間が8年度までではなくて、これからもまだまだ続くものでございますので、継続的にこういった事業を展開していただきたいという要望は行っております。

同時に、今回載っていないんですが、文化部の地域展開についても宮城県ではちょっと、運動部と文化部でもやっぱり課が分かれているようでございますので、こちらも重ねて要望はしているものでございます。

○議長（平間奈緒美君）　再々質疑ございますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。8番小田部峰之君。

○8番（小田部峰之君）　8番小田部峰之です。

39ページの道路維持費の12節委託料の槻木白幡地区内水対策工事基礎調査委託料300万円なんですけれども、今回どのような調査をして、あと今後の見通しなど詳細説明をいただきたいと思います。

○議長（平間奈緒美君）　答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君）　39ページ、8款2項2目12節の槻木白幡地区内水対策工事基礎調査委託料についてなんですけど、こちらについては白幡一丁目地域内を対象として、現在の水

路の高さ関係、そういったものを調査します。プラス、ここに降ってくる雨の量などを算出しまして、整備に必要な側溝の大きさ、そういったものを調査したいと考えております。

この調査の結果を受けて、今後、側溝の改修等を行っていくためのサイズとか深さなども決まっていきますので、そういった工事費、工事を算定する場合、また内水対策につながるような対策工法をこの中で検討して、内水対策の次の工事につなげていきたいと考えております。

○議長（平間奈緒美君） 小田部峰之君、再質疑ございますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。7番吉田清君。

○7番（吉田 清君） 吉田清でございます。

41ページ、一番上の段になるんですけれども、9款1項5目災害対策費10節需用費、消耗品185万9,000円ですが、会期の初日の議案説明においても、財政課長より避難所用パーティションの購入費用との説明がありましたが、今回予定しているパーティションの具体的な仕様及び整備数量をお聞かせください。

また、併せて今回の購入により、町内の優先避難所において必要とされる数量が充足される見通しとなっているか、お伺いします。

それと、もう一点、44ページ、上の段になりますけれども、10款教育費5項保健体育費、学校給食センター費3節職員手当等、時間外勤務23万1,000円、本項目においても時間外勤務手当が補正計上されている要因についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） ただいまのご質問のパーティションでございます。パーティションについては、段ボール製の2メートル掛ける2メートルの、個人のスペースを保てるものを検討しているところでございます。

個数につきましては、予算を見ながら、今回は100個購入いたしまして、町内10か所の優先避難所に配備する計画です。

それで賄えるのかというようなご質問なんですけれども、今回の購入のみでは必要数については賄えませんので、今後、備蓄食糧、備蓄品を含めて順次増強していく予定でございます。

○議長（平間奈緒美君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（杉本龍司君） 44ページの10款5項1目の給食センターの時間外手当についてです。

まず1つは、4月から6月にかけて、学校給食費の小学校の無償化等に関する交付金事

業の事務が、正確な数字を生み出すという必要性がありましたので、その事務作業が1つありました。

2点目としましては、4月からもやはり緊急的な不具合によって、どうしても内容によっては日中に調査ができない項目もありまして、夕方からの対応にならざるを得ないという部分があります。

また今後、下半期についても、中学校の3期分の学校給食費の無償化に伴う給付金等の事務が出てくるということが一つあります。そういう意味で、時間外の増額を計上させていただきました。

なお、近年の給食センター業務の状況を踏まえまして、所長とは既に業務分担のバランスまたはマネジメントについて、しっかりと協議を行ったところでございます。

以上です。

○議長（平間奈緒美君） 吉田清君、再質疑ございますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありますか。6番笠松均君。

○6番（笠松 均君） 6番笠松均です。

38ページです。12節、ファンタジーイルミネーションにつきまして、昨年度のファンタジーイルミネーションの効果と、あと来場者の皆様のご意見、また反応等ありましたらお聞かせください。

○議長（平間奈緒美君） 笠松均君、今回の内容ではちょっと質疑には、上程されていることではありませんので、聞き方を変えて。決算で聞いていただければと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございますか。9番安藤義憲君。

○9番（安藤義憲君） 39ページ、8款の2目道路維持費の12節委託料で、町道環境整備委託250万円とあります。この説明を詳しくお願いします。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 39ページの町道環境整備委託料の内容ということなのですが、こちらは町道沿いにあります雑草というか、雑木ですね、主には。そういったものの伐採を行うものの内容となります。予定しております路線につきましては、町道本船迫12号線、それから海老穴7号線、成田30号線、これは成田から太陽の村に上っていくところです。そのほか、入間田14号線、入間田51号線など5路線を対象として、町道の脇の町有地にある雑木等を伐採する予定としておるものです。

○議長（平間奈緒美君） 安藤義憲君、再質疑ございますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで歳出の質疑を終結いたします。

これをもって一般会計補正予算に係る全ての質疑を終結いたしました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号令和8年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平間奈緒美君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第15号 令和8年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（平間奈緒美君） 日程第7、議案第15号令和8年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数
を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号令和8年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平間奈緒美君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第16号 令和8年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（平間奈緒美君） 日程第 8、議案第16号令和 8 年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数
を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号令和 8 年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平間奈緒美君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 1 7 号 令和 8 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（平間奈緒美君） 日程第 9、議案第17号令和 8 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正
予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数
を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号令和 8 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平間奈緒美君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 18 号 令和 8 年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（平間奈緒美君） 日程第10、議案第18号令和 8 年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑は収益的支出及び資本的支出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号令和 8 年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平間奈緒美君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 19 号 令和 8 年度柴田町下水道事業会計補正予算

○議長（平間奈緒美君） 日程第11、議案第19号令和 8 年度柴田町下水道事業会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑は収益的支出、資本的支出及び債務負担行為等を含め一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号令和 8 年度柴田町下水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平間奈緒美君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日、午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時41分 散 会

上記会議の経過は、事務局長鹿又博文が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年9月7日

議 長 平 間 奈緒美

署名議員 10番 平 間 幸 弘

署名議員 11番 桜 場 政 行